

広大マスターズ友の会規約

第1条（目的）

本会は、「広大マスターズ」の地域連携活動である市民講座・出前講座に学ぶ者を中心に構成し、当マスターズとの組織間の相互交流を深めるとともに、会員の学びの場を広めていくことを目的とする。

第2条（名称）

本会は、広大マスターズ友の会 と称する。

第3条(事務等連絡先)

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所北館1F
東広島市市民協働センター メールボックス6番 に置き、当センターの利用団体として登録する。

第4条(会員)

会員は、「広大マスターズ」の講座等の受講者で構成し、本会員登録用紙を提出する。

第5条(会費)

本会は、年会費及び参加費をもって運営する。

第6条（役員）

1 本会に次の役員を置く。会長・監査は総会で選出し、各役員は会長が委嘱する。

参与 若干名

会長 1名

副会長 若干名

事務局長 1名

会計 1名

監査 1名

幹事 若干名

2 各役員の任期は2年とするが、再選は妨げない。

3 監査は毎事業年度、本会の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び役員会に報告し意見を述べなければならない。

第7条(総会及び役員会)

総会及び役員会は、会長が招集する。

総会及び役員会における決定事項は、出席者の半数以上の同意を必要とする。

第8条（運営）

本会の運営は、「広大マスターズ」との協力連携のもとに行うこととし、総会の決定に従い役員会がこれを行う。

第9条(その他)

本規約の必要事項は、役員会の決裁を経てこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成26年8月23日から施行する。

2 一部改正

第6条第2項の次に3項を新たに加える。(平成27年6月21日第2回総会)